

第43期 定時株主総会

招集ご通知



日 時

2023年6月24日（土曜日）

午前10時00分（受付開始 午前9時00分）



開催場所

マイドームおおさか
3階展示ホール

大阪市中央区本町橋2番5号

※末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

昨年と会場が変わりましたので、ご注意ください。



決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第6号議案 吸収分割契約承認の件



インターネット等による議決権行使期限

2023年6月23日（金曜日）

当社営業終了時刻（午後7時）入力完了分まで



書面による議決権行使期限

2023年6月23日（金曜日）

当社営業終了時刻（午後7時）到着分まで

SPORTS ENTERTAINMENT
ROUND 1

本年の株主総会の運営について

- ご来場株主様の感染防止策としてのマスク着用につきましては、株主様個人のご判断とさせていただきます。なお、発熱、咳等の症状がある方は来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- 株主様でない同伴者1名様にご入場（傍聴）いただけます。但し、同伴者様は一切のご発言および議決権の行使は認められません。
- ご来場株主様（同伴者様は除く）へお土産のお渡しを予定しております。詳細は裏表紙をご参照ください。

安心・快適なサービスを創出し、皆様へ笑顔と健康とコミュニケーションの場をお届けいたします。



代表取締役社長執行役員
杉野 公彦

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当連結会計年度は新型コロナウイルス感染症からの脱却の一年となりました。

米国においては、経済と消費マインドの回復が進む中、安定的な店舗運営の確保に努めつつ、時機をみた料金改定、4店舗の新規出店など、業績回復と成長確保に努め、コロナ禍前である2020年3月期を大きく上回る売上・経常利益を達成しました。

日本においては、消費マインドの回復に遅れが見られる中、ギガクレーンゲームスタジアム設置店舗を拡大するなどサービスの向上に努め、2020年3月期を上回る売上を確保する一方で、深夜営業時間の見直しなどのコスト対策を実施し、収益体質の改善を図りました。

これらの結果、当社グループの経常利益は166億円となりました。

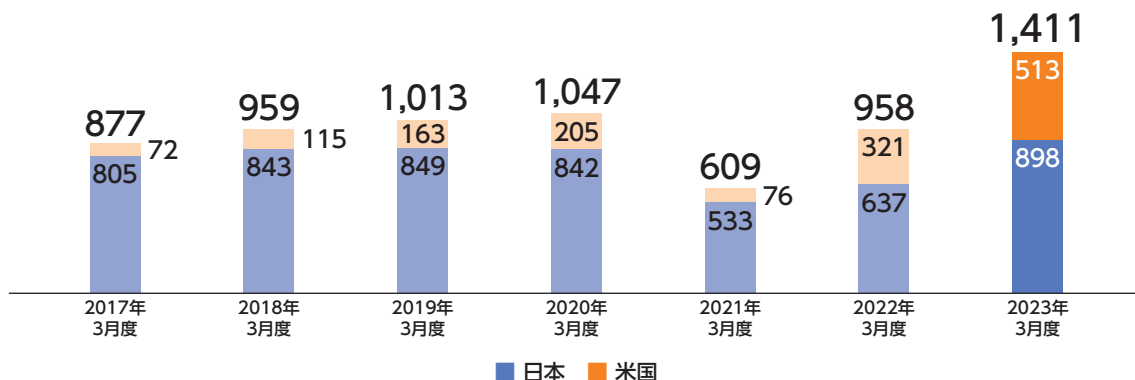
他方で、中長期的成長確保の観点から、さらなるグローバル展開に備えるべく株式の分割や増配を実施いたしました。また、持株会社体制への移行検討を開始し、本株主総会において議案を提出しております。

今後も、社会からの信頼を経営の基盤とし、収益構造の強化・新規出店による営業の拡大に努めてまいります。

また、引き続き新たなサービスを創出し、「笑顔・健康・コミュニケーション」あふれるエンターテインメントの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

日米の売上高推移 (億円)



証券コード:4680
2023年6月2日

大阪市中央区難波五丁目1番60号
株式会社 ラウンドワン
代表取締役社長執行役員
杉野 公彦

株 主 各 位

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.round1.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「企業情報/IR情報」より「招集通知等」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ラウンドワン」又は「コード」に当社証券コード「4680」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月23日（金曜日）の当社の営業終了時刻（午後7時）**までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月24日(土曜日) 午前10時00分

(昨年と開催時刻が異なっておりますので、ご来場の際は間違えないようにご注意ください。)

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号

マイドームおおさか 3階展示ホール

(昨年と開催場所が異なっておりますので、ご来場の際は間違えないようにご注意ください。)

3. 目的事項 **報告事項**

1. 第43期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第43期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

第6号議案 吸収分割契約承認の件

4. 招集にあ
たつての
決定事項
(議決権
行使につ
いてのご
案内)

(1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

●株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等によっては、本株主総会の運営を変更させていただく場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.round1.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

●開会時刻(午前10時00分)直前は、受付の混雑が予想されます。午前9時00分より受付を開始いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年6月24日（土曜日）
午前10時00分（受付開始：午前9時00分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月23日（金曜日）
午後7時到着分まで



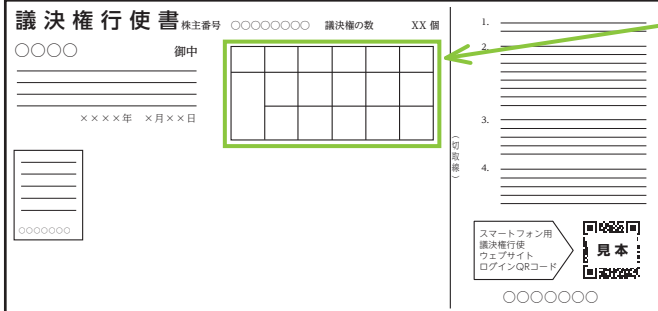
インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月23日（金曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4、5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対の場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

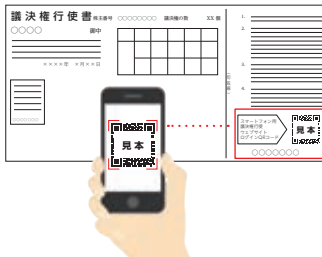
議決権行使書用紙において各議案につき賛否のご表示のない場合は「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

・機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案

剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、安定的な配当を基本に、業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

当期、中間配当において増配を実施いたしました。期末も同額の配当となります。

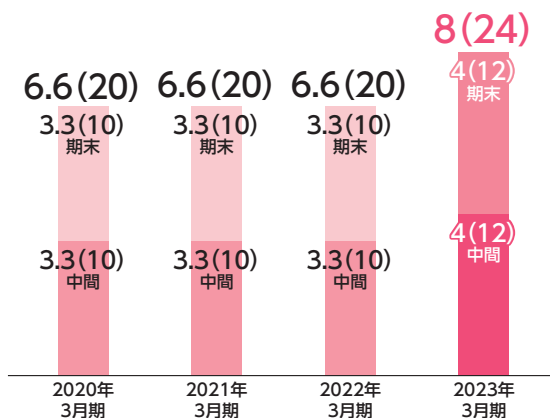
- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき4円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は、1,121,826,064円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

[第1号議案ご参考]

■ 1株当たり配当金の推移

単位:円

※小数第2位を切捨て表示しております。



(注)当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そのため、2020年3月期の期首に当該株式分割が行われていたと仮定して、配当金の推移を記載しております。カッコ()は株式分割が行われなかったと仮定した場合の配当金となります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 持株会社体制移行に伴う「目的」の変更

当社は、第6号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、現行定款第2条（目的）について持株会社体制移行後の当社の事業目的を明確にするための変更を行うものであります。

なお、これらの変更につきましては、第6号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび本吸収分割の効力が生じることを条件として、本吸収分割の効力発生日である2024年4月1日（予定）に変更の効力が発生するものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 四半期配当制度の導入

株主の皆様へいち早く経営成果を還元できるように、四半期配当制度を導入するための変更を行うものであります。

会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに定款第37条（剰余金の配当の基準日）を変更し、併せて内容が重複する現行定款第37条（中間配当）を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、 <u>世界中の人々へ笑顔と健康とコミュニケーションの場を提供するため、次の事業を営むことおよび、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）</u> 、 <u>組合（外国における組合に相当するものを含む。）</u> 、 <u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(1) ~ (12) 条文省略	(1) ~ (12) 現行どおり
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の剰余金の <u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>3月31日、6月30日、9月30日、12月31日とする。</u> ② <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(新 設)	(削 除)
(<u>中間配当</u>) 第37条 当社は、 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行なうことができる。</u>	附 則 (効力発生日) 第1条 <u>定款第2条の変更は、2024年4月1日にその効力が生じるものとする。なお、本条は、変更の効力発生後、これを削除する。</u>
(新 設)	
(新 設)	

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

すぎの まさひこ
杉野 公彦

(1961年9月20日生)

再任

所有する当社株式の数
59,688,900株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年12月 当社取締役
1994年 9月 当社代表取締役社長
2022年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割

杉野公彦氏は、当社創業者として42年にわたり当社グループの経営を指揮し、現在の当社グループを築き上げ、複合レジャー施設経営の先駆者として関連業界を牽引してまいりました。同氏の強力なリーダーシップと経営全般に対する豊富な知識と経験が海外展開を含めた当社グループのさらなる成長に寄与するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ささえ しんじ
佐々江 慎二

(1956年9月2日生)

再任

所有する当社株式の数
45,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2002年 1月 同行新石切支店支店長
2004年 4月 同行八尾支店支店長
2006年 4月 同行三田支店支店長
2009年11月 当社入社管理本部副本部長
2010年 6月 当社執行役員管理本部長
2012年 6月 当社取締役管理本部長
2014年 7月 当社常務取締役管理本部長
2021年 4月 当社専務取締役管理本部長
2022年 6月 当社取締役専務執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割

佐々江慎二氏は、金融機関で34年にわたり培った豊富な経験と専門的知識を活かして資本政策や財務体質強化などに大きく貢献した実績を有し、現在は取締役専務執行役員として、重要な業務執行および経営の意思決定を行っております。同氏の経験と知識が当社の継続的な成長に寄与するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

にしむら なおと
西村 直人

(1963年5月4日生)

再任

所有する当社株式の数
35,600株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 滝井興業株式会社入社
1994年 3月 当社入社石津店支配人
1996年 4月 当社運営部課長
2004年 6月 当社運営統括部執行役員
2007年 6月 当社取締役
2007年 7月 当社取締役運営部長
2014年 7月 当社常務取締役運営統括副本部長
2014年 9月 当社常務取締役運営統括本部長
2021年 4月 当社専務取締役運営統括本部長
2022年 6月 当社取締役専務執行役員運営統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由および期待される役割

西村直人氏は、店舗運営を中心に経験を積み、安定した店舗運営により多店舗展開する当社の成長に大きく貢献した実績と経験を有し、現在は取締役専務執行役員として、店舗運営を統括するとともに重要な業務執行および経営の意思決定を行っております。同氏の経験と実績が当社の継続的な成長に寄与するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

てらもと としたか
寺本 俊孝

(1968年11月4日生)

再任

所有する当社株式の数
156,940株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 ファーストファイナンス株式会社入社
1993年 4月 司法書士登録 寺本司法書士事務所開設（現在）
1995年 6月 当社監査役
1995年10月 公認会計士第二次試験合格
2001年 6月 当社取締役
2002年 9月 当社取締役コンプライアンス・リスクマネジメントチーム担当（現任）
（重要な兼職の状況） 寺本司法書士事務所代表

取締役候補者とした理由および期待される役割

寺本俊孝氏は、法律知見が高く、社外取締役制度が導入される以前より、独立した立場より実質的な社外取締役として、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント体制の整備ならびに、ガバナンス体制の強化に大きく貢献してきた実績と経験を有しております。また、現在も社外取締役と連携して当該役割を果たす一方で、経営・事業に対する高い知見を活かし取締役として重要な経営の意思決定を行っております。同氏の経験と実績が当社経営の監督、法令遵守の徹底、ガバナンスのさらなる強化ならびに継続的な成長に寄与するものと期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5 綴木 公子

(1955年9月13日生)

再任 社外取締役 独立役員

所有する当社株式の数
3,000株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1999年 4月 公認会計士登録
2005年 1月 綴木公子公認会計士事務所（現綴木公子公認会計士・税理士事務所）開設（現在）
2008年10月 さくら萌和有限責任監査法人代表社員（現在）
2015年 6月 当社取締役（現任）
2021年 5月 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構監査役（現在）
（重要な兼職の状況） 綴木公子公認会計士・税理士事務所代表
さくら萌和有限責任監査法人代表社員
株式会社神戸ウォーターフロント開発機構監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

綴木公子氏は、公認会計士として財務知見が高く、海外子会社を有する多数の会社を監査した豊富な経験を有していることから、有益なアドバイスをいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6 たかぐち あやこ
高口 綾子

(1974年3月23日生)

再任 社外取締役 独立役員

所有する当社株式の数
2,400株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1996年 4月 株式会社マイカル（現イオンリテール株式会社）入社
2001年12月 桂労務社会保険総合事務所入所
2008年 8月 たかぐち社会保険労務士事務所開設
2016年 4月 社会保険労務士法人リンク開設（現在）
2016年 6月 当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況） 社会保険労務士法人リンク代表社員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

高口綾子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有していることから、非正規雇用労働者を多数雇用している当社において有益なアドバイスをいただけるものと期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 綴木公子氏および高口綾子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 綴木公子氏および高口綾子氏は現在、当社社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって、綴木公子氏が8年、高口綾子氏が7年となります。
4. 当社は、綴木公子氏および高口綾子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が取締役に再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、綴木公子氏および高口綾子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

参考 執行役員制度について

当社は経営の意思決定の迅速化および機動的な業務実行の実現を推進することを目的とし、執行役員制度を導入しております。

第3号議案が原案どおり承認された場合は、本総会終了後より、以下の体制にて会社の運営を行ってまいります。

【ご参考】取締役および執行役員の専門性と経験

当社事業において求められるスキル	経営戦略 企業経営	健康経営	店舗開発 運営	海外展開 グローバル経験	財務会計	法務 リスクマネジメント	ESG サステナビリティ	イノベーション 変化・挑戦
代表取締役 社長執行役員 杉野 公彦	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役 専務執行役員 管理本部長 佐々江 慎二	●	●		●	●	●	●	●
取締役 専務執行役員 運営統括本部長 西村 直人	●	●	●			●	●	●
取締役 コンプライアンス・リスク マネジメントチーム担当 寺本 俊孝	●	●			●	●	●	●
社外取締役 綴木 公子	●	●		●	●		●	●
社外取締役 高口 綾子		●				●	●	●
常務執行役員 経営企画本部長 稲垣 隆弘	●	●	●	●			●	●
常務執行役員 運営企画本部長 朗玩(中国)文化娛樂有限公司董事長 川口 英嗣	●	●	●	●		●	●	●
執行役員 運営企画副本部長 Round One Entertainment Inc.担当 二神 達洋		●	●	●			●	●
執行役員 運営統括副本部長 河端 和之		●	●			●	●	●
執行役員 管理本部経理部長 朗玩(中国)文化娛樂有限公司董事 Kiddleton, Inc.取締役 岡本 純		●		●	●	●	●	●
執行役員 運営企画副本部長 吉田 和生	●	●	●	●			●	●

※健康経営とは当社が目指す「笑顔と健康とコミュニケーション」に基づく経営を実現するために必要なスキルであります。

第 4 号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ごとう ともゆき
後藤 知之

(1961年9月14日生)

再任 社外監査役 独立役員

所有する当社株式の数
1,900株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1984年 4月 富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）入社
- 2010年11月 公認会計士試験合格
- 2011年 2月 岩浅税理士事務所入所
- 2011年 6月 公認会計士渡邊事務所入所
- 2017年 6月 当社常勤監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

後藤知之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士試験に合格し会計事務所での監査業務を経験するなど、会計に関する専門知識を有していることから、透明性の高い財務処理・企業経営を実現するための監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いわかわ ひろし
岩川 浩

(1962年1月13日生)

再任 社外監査役 独立役員

所有する当社株式の数
60,000株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1992年 2月 朝日中央総合法律会計事務所入所
 - 1994年 3月 岩川浩税理士事務所開設（現在）
 - 1995年 6月 当社監査役（現任）
- （重要な兼職の状況）岩川浩税理士事務所代表

社外監査役候補者とした理由

岩川 浩氏は、税理士として培われた専門知識や経験を活かし透明性の高い財務処理・企業経営を実現するための監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

おくだ じゅんじ
奥田 純司

(1962年5月21日生)

再任

社外監査役

独立役員

所有する当社株式の数
15,840株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1991年 4月 大阪弁護士会登録
1991年 4月 朝日中央総合法律事務所入所（現在）
2003年 6月 当社監査役（現任）
（重要な兼職の状況） 朝日中央経済法律事務所代表パートナー
コーナン商事株式会社社外監査役

社外監査役候補者とした理由

奥田純司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通していることから、法令遵守を徹底した会社経営を実現するための監査を行っていただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤知之氏、岩川 浩氏および奥田純司氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏が監査役に再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 後藤知之氏、岩川 浩氏および奥田純司氏は現在、当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって、後藤知之氏が6年、岩川 浩氏が28年、奥田純司氏が20年となります。
4. 当社は、後藤知之氏、岩川 浩氏および奥田純司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏が再任された場合には、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第 5 号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠き、監査業務の継続性に支障が生じることを避けるため、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。また、候補者からは、監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1 **清水 英樹**
(1968年6月11日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2000年 2月 当社入社
2006年 7月 当社管理部副部長経理担当
2007年 7月 当社管理本部経理部長
2015年 7月 当社管理本部会計室長
2016年 3月 当社内部監査室長（現任）

候補者
番号

2 **川端 さとみ**
(1976年6月8日生)

所有する当社株式の数
0株

略歴（重要な兼職の状況）

2004年10月 大阪弁護士会登録 小松特許法律事務所入所（現在）
2008年 5月 University of Virginia School of Law 卒業（LL.M.取得）
2009年 1月 Boston University 客員研究員
2010年 4月 ニューヨーク州弁護士登録

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 川端さとみ氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 第4号議案が原案どおり承認可決された場合、常勤社外監査役後藤知之氏の補欠監査役を清水英樹氏とし、社外監査役の岩川 浩氏および奥田純司氏の補欠監査役を川端さとみ氏といたします。
4. 川端さとみ氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として知的財産をはじめ法律知見が高く、法令順守を徹底した会社経営を実現するための監査を行っていただけのものと判断しております。
5. 川端さとみ氏の戸籍上の氏名は田中さとみであります。
6. 川端さとみ氏が社外監査役に就任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、川端さとみ氏が社外監査役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
8. 当社は、保険会社との間で監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第6号議案 | 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループでは、米国、中国に子会社を設立して事業を展開しておりますが、事業展開を更に加速させるとともに、グループガバナンスを一層強化して企業価値の向上を追求するためには、持株会社体制へ移行することが最適であると判断いたしました。持株会社はグループ経営機能に特化し経営戦略の策定、経営資源の最適化や機能強化を図り、事業会社は各社の責任・権限のもと事業環境に応じたスピード感のある経営を行うことで、グループの更なる成長の実現を目指してまいります。

以上の理由により、2024年4月1日をもって持株会社に移行するにあたり、当社の「ボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャ（スポーツを中心とした時間制の施設）等を中心とした屋内型複合レジャー施設の運営事業」に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割の方法により承継することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

当社が吸収分割承継会社と締結した吸収分割契約の内容は、以下のとおりであります。

【吸収分割契約書】

株式会社ラウンドワン（以下「甲」という。）と株式会社ラウンドワンジャパン（以下「乙」という。）は、甲が営むボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャ（スポーツを中心とした時間制の施設）等を中心とした屋内型複合レジャー施設の運営事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲：吸収分割会社
商号：株式会社ラウンドワン
住所：大阪府大阪府中央区難波5丁目1番60号
- (2) 乙：吸収分割承継会社
商号：株式会社ラウンドワンジャパン
住所：大阪府大阪府中央区難波5丁目1番60号

第3条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上効力発生日を変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

(1) 本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、債権、債務、契約上の地位、及びその他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。

(2) 前項により乙が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

(3) 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割によって乙に承継することが、本契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

(4) 承継対象権利義務のうち、資産及び負債については、2023年3月31日現在の甲の総勘定元帳、その他帳簿の記載事項を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定するものとする。

第5条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して乙の株式1株を交付する。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次のとおりとする。但し、効力発生日までの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円

- (2) 資本準備金 0円
(3) 利益準備金 0円

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関して必要な事項について、それぞれの株主総会の承認を求めるものとする。

第8条 (競業避止義務を負わない旨の確認)

甲は、本吸収分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本契約の変更・解除)

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第7条記載の甲の分割承認株主総会又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2023年5月19日

甲 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
株式会社ラウンドワン
代表取締役社長 杉野 公彦

乙 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号
株式会社ラウンドワンジャパン
代表取締役社長 杉野 公彦

【承継権利義務明細表】

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本事業に属する次に記載する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

1. 釣銭現金・小口現金・小口立替現金（ただし、本吸収分割後に甲が営む子会社管理及びグループ運営に関する事業（以下、「グループ経営管理事業」という。）にかかる小口現金を除く。）
2. 商品
3. 貯蔵品（ただし、グループ経営管理事業にかかる貯蔵品を除く。）
4. 前払費用（ただし、グループ経営管理事業にかかる前払費用を除く。）
5. 仮払金（ただし、グループ経営管理事業にかかる仮払金を除く。）
6. 立替金

(2) 固定資産

1. 本事業に属する有形固定資産及び無形固定資産（ただし、グループ経営管理事業にかかる有形固定資産及び無形固定資産を除く。）
2. 本事業に属する投資その他の資産（ただし、関係会社株式、関係会社出資金、グループ経営管理事業にかかる長期前払費用、差入保証金および繰延税金資産を除く。）

(3) 知的財産

特許権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権は承継しないものとし、乙が本事業で使用するものについては、別途協議の上、甲が乙に使用許諾する

2. 承継の対象となる負債

(1) 流動負債

1. リース債務
2. 未払金（ただし、1年内返済予定の割賦販売契約に基づくものに限る。）
3. 未払費用（ただし、グループ経営管理事業にかかる未払費用を除く。）
4. 預り金（ただし、グループ経営管理事業にかかる預り金を除く。）
5. 契約負債

6.設備未払金（ただし、1年内返済予定の割賦販売契約に基づくものに限る。）

7.前受収益

8.仮受金

9.資産除去債務

(2) 固定負債

1.リース債務

2.長期未払金（ただし、役員退職慰労金を除く。）

3.長期預り保証金

4.資産除去債務

3. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において本事業に属する従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、グループ経営管理事業に従事する従業員及び有期雇用契約にかかる従業員を除く。）

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本事業に関して甲が締結した契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（ただし、法令又は契約上承継できないもの及びグループ経営管理事業に関する契約を除く。）

(2) 許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの（ただし、甲が引き続き保有する必要があるものを除く。）

以上

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して普通株式1株を発行し、吸収分割会社である当社に対して交付します。交付株式数は、当社が吸収分割承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

上記の内容については法令の範囲内で定めており、吸収分割承継会社の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(3) 吸収分割承継会社成立日の貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2023年4月6日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10	流動負債	—
現金及び預金	10	固定負債	—
固定資産	—	負債合計	—
		(純資産の部)	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	—
		利益剰余金	—
資産合計	10	負債・純資産合計	10

(4) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(5) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

事業報告

2022年4月1日から2023年3月31日まで



ラウンドワングループの状況

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、為替市場における円安や物価の上昇が進む中、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の正常化に向けた取り組みが進み、期末にかけて個人消費の持ち直しの動きや、訪日外国人の増加の動きが見られる状況となりました。他方、世界経済においては、国際紛争をめぐる混乱や、各国の政策金利引き上げに伴う景気減速が懸念されましたが、景気の回復が続き、個人消費も堅調に推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、日本において引き続き好評を得ている「ギガクレーンゲームスタジアム」の店舗導入を進め、業績の回復に努めました。また、人気バーチャルYouTuberやアーティスト等とのコラボレーションキャンペーンの実施や、ボウリング大会や各種キャンペーンをリニューアルするなど、業績向上に努めました。

米国においては、クレーンゲームを中心に、音楽ゲームおよびリデンプションゲーム等の様々な最新アミューズメント機器の導入を積極的に行いました。また、雇用情勢が逼迫するなか人材の確保に努め店舗運営の安定を図りつつ、時機を見た戦略的な値上げを実施しました。

中国においては新型コロナウイルス感染症による営業への影響が及ぶ中、様々な企画を実施し収益モデルの構築に努めました。

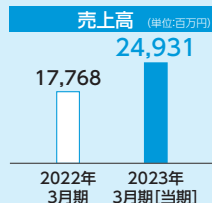
また、営業基盤拡大のため、新たに日本において、2023年3月に所沢店（埼玉県）、米国において2022年6月にペンブロークレイクス店（フロリダ州）、同年8月にローズビル店（カリフォルニア州）およびサウスヒル店（ワシントン州）、2023年3月にノーススター店（テキサス州）、中国において2022年7月に南京江寧金鷹店（江蘇省南京市）を出店いたしました。なお、日本において賃貸借契約終了のため2023年1月に八千代村上市（千葉県）を、米国において2022年12月にストーンクレスト店（ジョージア州）を、ロシアにおいて2022年4月にユーロペイスキー店を閉店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高142,051百万円（前年同期比47.3%増）、営業利益16,921百万円（前年同期は営業損失1,726百万円）、経常利益16,690百万円（同211.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9,737百万円（同147.3%増）となりました。

売上高	1,420億51百万円	経常利益	166億90百万円
営業利益	169億21百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	97億37百万円

ボウリング事業

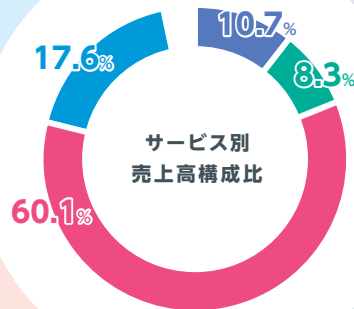
当社グループのコア事業です。お子様からシルバー世代まで幅広い層のお客様にボウリングの楽しさを体験してもらうため、当社グループ独自の趣向を凝らしたイベントを開催しています。



スポッチャ事業

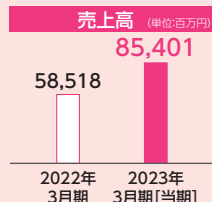
入場料のみで一定の時間内、多種多様なスポーツアイテムをお好きなだけ楽しめるスペースを提供しています。ローラースケートやバッティングをはじめ、一度は体験してみたい個性的なアイテムを順次導入しています。

スポッチャ施設は、一部の店舗にはございません。



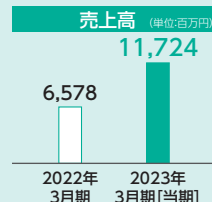
アミューズメント事業

開放的な空間に、圧倒的多数のアミューズメントゲーム機を取り揃えています。最新ゲーム機を積極的に導入し、その種類はメダルゲーム機からクレーンゲーム機まで多種にわたります。



カラオケ事業

アーティスト感覚を味わえる「ステージルーム」や小さなお子様も楽しめる「キッズルーム」、大勢で楽しめる「パーティールーム」など、趣向を凝らした部屋をご用意しています。大型スピーカーや高音質な音響機器の設置など、競合他社との差別化を図りサービスの向上に努めています。



□ 当期の施策・企画

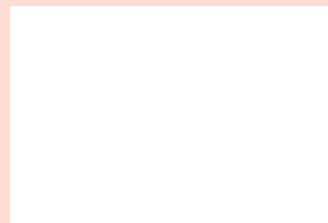
各主要セグメントにおいて、以下の施策・企画を行い、売上の向上に努めました。

日本

総売上	898億08百万円 (前期比 40.9%増)	ボウリング	192億48百万円 (前期比 37.3%増)	スポッチャ	137億01百万円 (前期比 45.5%増)
		アミューズメント	469億40百万円 (前期比 38.2%増)	カラオケ	66億48百万円 (前期比 82.6%増)

●世界最大級のクレーンゲームフロアの展開

店舗改装を行い、約300台から600台のクレーンゲーム機を設置する「ギガクレーンゲームスタジアム」を全国66店舗（2023年3月31日現在）に展開いたしました。当社でしか手に入らない限定品やご当地お菓子など、多様なプライズ（景品）の導入および安定的な供給が確保できる体制の構築に努めました。

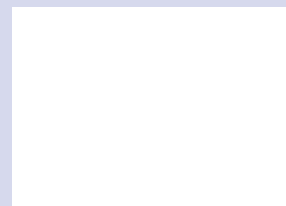


米国

総売上	513億90百万円 (前期比 59.9%増)	ボウリング	55億77百万円 (前期比 51.6%増)	スポッチャ	12億09百万円 (前期比 77.3%増)
		アミューズメント	379億87百万円 (前期比 56.8%増)	飲食・カラオケ	50億28百万円 (前期比 72.6%増)

●アミューズメント機器の積極導入・料金見直し

アミューズメント機器の積極的な導入を行ったほか、昨今の経済状況を勘案しボウリング利用料金、アミューズメント利用料金およびフード販売料金等の見直しを行いました。



● **「ROUND1 LIVE」の活用**
 全国のラウンドワン店舗をリアルタイムにつなぐ「ROUND1 LIVE」を活用し、学生チーム日本一を競う「ボウリング・カラオケ甲子園ONLINE」やリモートで全国をつないで実施できるオンライン団体利用やリモートでプロボウラーに挑戦できる「ラウチャレ・スペチャレ」など、リモートでも楽しめるコンテンツの充実に努めました。また、各アーティストやアニメーションとのコラボレーション企画を実施し、ボウリングやカラオケの演出・ファンイベントLIVE配信・限定ノベルティの配布などを行いました。

● **「ROUND1 LIVE」を活用した各種コラボレーション企画**
 「ボウリング、カラオケコラボパック」、「コラボドリンクの販売」「カラオケコラボルームの施工」、「ボウリングエキサイターの表示」、「Twitter フォロー&リツイートキャンペーンの実施」など、オリジナル企画を実施しております。
 現在の実施企画の詳細は当社HPにてご確認ください。 <https://www.round1.co.jp/>

<p>FANTASTICS</p> <p>実施期間：2022/11/16～2023/2/14</p> <p>2022/11/2～全国17都市でのツアーならびに New Single 「Choo Choo TRAIN」リリースに合わせて実施</p>	<p>私立恵比寿中学</p> <p>実施期間：2022/4/15～7/18</p> <p>2022/5/5にメジャーデビュー10周年、4月～7月全国14都市でのツアー、2022/3/23オリジナルアルバム「私立恵比寿中学」リリースに合わせて実施</p>
<p>劇場版『グリッドマン ユニバース』</p> <p>実施期間：2023/3/24～6/25</p> <p>2023/3/24～新作映画劇場公開に合わせて実施</p>	<p>ラブオールプレー</p> <p>実施期間：2022/8/5～10/30</p> <p>2022/4/2～9/24 読売テレビ・日本テレビ系 毎週土曜日17時30分～ アニメ放映に合わせて実施</p>

2. 対処すべき課題

新規出店による営業基盤の拡大

当社グループは来場型の複合エンターテインメント事業を展開しており、継続的に売上向上を図るうえで、新規出店による営業基盤の拡大はその重要な要素です。

現在、日本国内においては99店舗体制を構築しており、高収益体質を維持できる地域への出店が概ね完了していることから、現在の店舗形態による国内の出店候補地は限定的であります。加えて昨今の感染症拡大・震災などの経験から、当社グループが安定的な売上を確保するためには、地政学的なリスクを考慮しつつ出店地域をグローバルに分散することが重要であると考えております。そこで、当社グループは、中長期的な成長確保のため、引き続き海外への新規出店に積極的に取り組んでまいります。

米国においては大型ショッピングモールへ49店舗を出店し、日本国内に匹敵する利益を確保できる体制を築いてまいりました。当連結会計年度の新規出店は4店舗にとどまりましたが、新型コロナウイルス感染症による景気の冷え込みからの回復に伴い、売上は拡大し、米国における新業態であるスポッチャ導入店舗の収支も堅調に推移いたしました。米国への出店は高い投資効率が認められることから、当社グループ内での投資効率、米国市場の状況を見極めつつ、積極的な出店を行ってまいります。

中国においては新たに南京市に出店し、広州市、深圳市、上海市と合わせて4店舗体制のもと、引き続き収益構造の確立に尽力しております。当期は、ゼロコロナ政策などによる営業制限や景気の冷え込みの影響を受けましたが、同国への出店は当社グループの成長ドライバーになりうるとの認識のもと、同国特有のリスクを見極めたうえでの慎重な出店を継続してまいります。

なお、米国、中国に次ぐ新たな出店候補地域につきましても引き続き検討してまいります。海外出店にあたっては、適切な人材の確保に注力するとともに、「実効性の高い内部統制システムの構築」「不正抑止とリスク回避を徹底したオペレーションの構築」など、ガバナンス体制の強化や海外特有のリスクの検討を十分に行ったうえ、法令を遵守し適時・正確な情報を開示できる体制の整備に努めてまいります。

他方、日本国内においては、小型のクレーンゲーム専門店などの新業態開発に努める一方、現在の店舗形態による新規出店に関しては、初期投資を抑えられかつ高い投資効率が見込まれる物件を厳選してまいります。また、収益性の低い店舗については退店を検討するなど投資効率（ROE）の改善を進めてまいります。

なお、投資効率（ROE）の改善とグループガバナンスの向上・意思決定の迅速化を図るため、持株会社体制への移行が最適と判断しております（本株主総会第6号議案）。

収益構造の改善・確立

日本国内では、若年層の人口減少が進んでおります。また世界的には、テクノロジーの急速な進化によりエンターテインメントの多様化・新規開発が進んでおります。

当社グループは若年層を主たる顧客層とし、ボウリング・アミューズメント・カラオケ・スポッチャといった来場型のエンターテインメントサービスの提供を主たる事業としていることから、これらの変化に耐えうる収益構造の確立を重要課題と認識しており、以下の施策を実施してまいります。

『ファン層の拡大』

エンターテインメントの多様化・新規開発がグローバルに進むなか、当社グループが競争力のある来場型サービスの提供を継続することで、お客様に当社グループのファンとなっていただくことが収益の確保、向上に必要不可欠であると考えております。「大規模な店舗」「多様なエンターテインメントサービス」「景品の魅力」などが当社グループの「強み」であり、これらの「強み」を維持しつつ「新たな価値を創造」し続けることが重要であると認識しております。また、各店舗においては「笑顔と健康とコミュニケーションの場」としてお客様に支持いただけるような企画を開発・実施し、ファン層の拡大を図ってまいります。

『新サービスの創出』

当社グループが提供するエンターテインメントサービスをデジタルの領域に広げ、リアルな店舗との融合を図ることで、新サービスを創出し、事業領域の拡大を図ってまいります。

また、他社との協創による新サービスの開発や、各国の市場にあわせた新サービスの提供にも努めてまいります。



ボウリングエリアやカラオケルームを双方向のライブ映像・音声でつなぐサービスである「ROUND1 LIVE」を提供しております。当該サービスは、高速通信技術を用いてお客様が集う「場」同士をつないでのコミュニケーションを楽しんでいただけるサービスです。

『経営効率の改善・サービスの質の向上』

生産性の向上・労働環境の改善とエンターテインメントサービスの質の向上の両立が重要課題であり、IT技術の活用などによりこれらの課題を解決することは当社グループの継続的発展に欠かせないものと認識しております。

引き続き「競争力のある業務オペレーションの構築」・「総労働時間の削減」などの経営課題に取り組みつつ、柔軟で自律的な働き方を可能とする社内文化を構築することでエンターテインメントサービスの質の向上を目指してまいります。

人材の育成

グローバルな展開を進め、世界に通用するエンターテインメントサービスを提供し続けていくためには、環境の変化に迅速柔軟に対応し自律的に活躍できる多様なグループ人材の育成・確保が必須であります。人材活躍促進プロジェクトチームの活動を推進し、グループ従業員が日々の業務を適切に遂行しながら成長できる社内環境を構築してまいります。

財務体質の強化

「笑顔・健康・コミュニケーション」を基盤としたエンターテインメント事業を展開しつつ、新規出店や新規事業を創出していくためには、経営環境の変化や新たな資金ニーズに柔軟に対応できる財務基盤の強化が重要な課題であると認識しております。引き続き、金融機関や投資家の方々との信頼関係の構築による効率的な資金調達およびリースの活用、適切なコスト管理システムの構築などに積極的に取り組み、財務体質の強化を進めてまいります。

サステナビリティ（SDGs）への対応

当社グループは、SDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、目標達成に向けて、積極的に取り組んでおります。

サステナビリティ基本方針を定め、サステナビリティ諮問委員会の提言の下、サステナビリティ推進チームにより、社内への啓蒙、推進策を検討・立案・実施しております。引き続き、社内への啓蒙に努めるとともに、SDGsへの対応を積極的に進めてまいります。



（ラウンドワンサステナビリティ基本方針：抜粋）

サステナビリティとは自然環境や人間、社会などが長期にわたって機能やシステムを損なわずに、良好な状態を維持しながら発展することを意味し、当社グループはサステナビリティを経営の重要課題の一つと位置づけ、経営を通じたサステナビリティの推進に率先して努める。

サステナビリティの推進は社会共通の使命であり、かつ重要な成長機会であると捉える。

SDGsへの対応状況を当社ウェブサイトに掲載いたしております。

<https://www.round1.co.jp/company/company/sdgs.html>

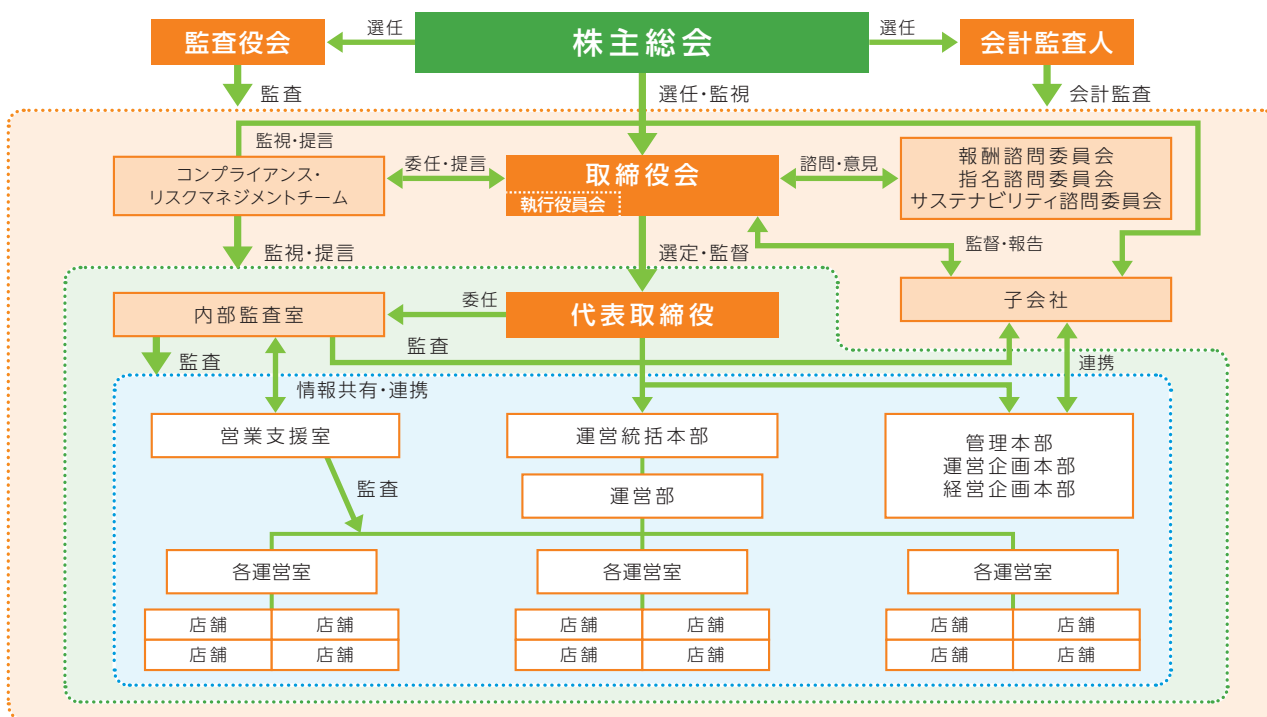
コーポレートガバナンスの充実

当社グループは、コーポレートガバナンスの充実を企業の成長に欠かせない重要課題と捉えており、引き続き、内部統制システムの整備・改善および内部監査体制の強化を進めるとともに、株主様をはじめとする関係者の皆様への適時かつ適切な情報開示に努め、透明性の高い会社経営を推し進めてまいります。

特に、内部統制システムの整備については、当社グループ全体として「効率的かつ透明性の高い業務執行体制」を構築すべく全従業員の意識向上を図るなど、各種施策に取り組んでまいります。

また、内部監査部門およびコンプライアンス・リスクマネジメントチームの活動をグローバルな視点から充実させることで、法令遵守・安全管理ならびにリスク管理を徹底した「健全な当社グループ運営」を進めてまいります。

コーポレートガバナンス体制図



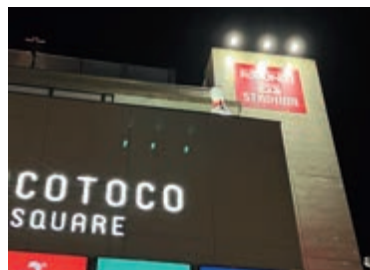
3. 主要な営業所

(2023年3月31日現在)

本社 大阪市中央区難波五丁目1番60号
なんばスカイオ23階

東京オフィス 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル35階

2023年 所沢店
3月オープン [埼玉県所沢市]



国内店舗ラインアップ

▲ スポッチャ設置店舗 ▲ ギガクレーンゲームスタジアム設置店舗 (注：2023年3月末現在)

北海道

北海道 函館店 ▲▲
旭川店 ▲▲
札幌北21条店 ▲▲▲
札幌・白石本通店 ▲▲▲
札幌すすきの店

東北

青森県 青森店
岩手県 盛岡店 ▲▲
秋田県 秋田店 ▲▲
宮城県 仙台若竹店 ▲
福島県 福島店 ▲▲
郡山店 ▲▲

中部

新潟県 新潟店 ▲▲
長野県 長野店 ▲▲
山梨県 山梨・石和店 ▲
石川県 金沢店 ▲▲
愛知県 中川1号線店 ▲▲
鳴海店
千種店
名古屋西春店 ▲▲
イーアス春日井店 ▲▲▲
半田店 ▲▲
豊橋店 ▲▲

静岡県 富士店 ▲▲
浜松店 ▲▲
静岡・駿河店 ▲
岐阜県 モレラ岐阜店 ▲

関東

群馬県 前橋店 ▲▲
栃木県 宇都宮店 ▲▲
埼玉県 大宮店
わらび店
朝霞店 ▲▲

千葉県 上尾店 ▲▲
さいたま・栗橋店 ▲▲▲
入間店 ▲▲
所沢店 (2023/3/31) ▲▲▲
草加店 ▲
さいたま・上里店 ▲
ららぽーと新三郷店 ▲▲
さいたま・鴻巣店 ▲▲

東京都 市原店 ▲
習志野店 ▲
市川鬼高店 ▲
アリオ柏店 ▲▲
南砂店
町田店
板橋店 ▲
武蔵村山店 ▲▲
府中本町駅前店 ▲
ダイバーシティ東京 プラザ店 ▲▲
池袋店
吉祥寺店

神奈川県 高津店
横浜駅西口店 ▲▲
川崎大師店 ▲▲
横浜綱島店
ららぽーと湘南平塚店 ▲

近畿 三重県 みえ・川越IC店 ▲▲▲
津・高茶屋店 ▲
滋賀県 浜大津アーカス店 ▲
京都府 京都河原町店
京都伏見店 ▲▲
三宮駅前店
JR尼崎駅前店
伊丹店
姫路飾磨店 ▲
加古川店

大阪府 東淀川店
城東放出店 ▲▲▲
豊中店
高槻店 ▲▲
守口店
東大阪店
堺中央環状店 ▲▲
堺駅前店 ▲▲
枚方店 ▲▲▲
岸和田店 ▲
梅田店 ▲
千日前店 ▲
ららぽーと和泉店
奈良県 奈良ミ・ナエラ店 ▲
和歌山県 和歌山店 ▲▲

中国・四国・九州・沖縄 岡山県 岡山妹尾店 ▲▲
広島県 広島店
福山店 ▲▲
香川県 高松店 ▲▲
徳島県 徳島・万代店 ▲
高知県 高知店 ▲
愛媛県 松山店 ▲
福岡県 福岡天神店
小倉店 ▲▲
博多・半道橋店 ▲▲▲
大野城店
佐賀県 佐賀店 ▲▲
大分県 大分店 ▲▲
熊本県 熊本店 ▲▲
宮崎県 宮崎店 ▲▲
鹿児島県 鹿児島宇宿店 ▲▲▲
沖縄県 沖縄・宜野湾店 ▲▲
沖縄・南風原店 ▲▲

海外店舗ラインアップ

米国

- カリフォルニア州 プエンテヒルズ店 ▲
モレノバレー店
レイクウッド店
メインプレイス店
イーストリッジ店
サンバレー店
ノースリッジ店
テムキュラブロムナード店
サウスランド店
バーバングタウンセンター店
ローズビル店
- コロラド州 サウスウエスト店
- ジョージア州 カンパランド店 ▲
- イリノイ州 フォックスバレー店
ノースウッド店
ノースリバーサイドパーク店
- ケンタッキー州 ジェファーソン店
- マサチューセッツ州 ホールヨーク店
- メイン州 メイン店
- ミシガン州 グレイトレイクスクロッシング店
- ノースカロライナ州 フォーシーズンズ店
- ネブラスカ州 ゲートウェイ店
- ニューメキシコ州 コロナドセンター店
- ニューヨーク州 ブロードウェイ店
クリスタルラン店
- オハイオ州 グレイトレイクス店
フェアフィールドコモンス店
- ペンシルベニア州 エクストン店
ミルククリーク店
ファッションディストリクト店
パークシティセンター店 ▲
- テキサス州 アーリントン・パークス店
グレイブバインミルズ店
ノーススター店
- ユタ州 サウスタウンセンター店
- ワシントン州 サウスセンター店
バンクーバー店
サウスヒル店
- ウィスコンシン州 サウスリッジ店
- ネバダ州 メドーウッド店
メドーズ店
- アリゾナ州 パークプレイス店
- メリーランド州 タウンタウンセンター店
- オレゴン州 バレーリバーセンター店
- カンザス州 タウンイーストスクエア店
- バージニア州 ポトマックミルズ店
- ニュージャージー州 デプトフォード店
- オクラホマ州 クエイルスプリングス店
- フロリダ州 ペンブロークレイクス店 ▲

▲ スポッチャ設置店舗 (注: 2023年3月末現在)

米国

2022年 6月オープン ペンブロークレイクス店
[フロリダ州]



2022年 8月オープン ローズビル店
[カリフォルニア州]



中国

広東省広州市 広州新塘イオンモール店 ▲
広東省深圳市 深圳龍華壹方天地店 ▲
上海市 上海宝山日月光店 ▲
南京市 南京江寧金鷹店 ▲

2022年 8月オープン サウスヒル店
[ワシントン州]



2023年 3月オープン ノーススター店
[テキサス州]



中国

2022年 7月オープン 南京江寧金鷹店
[南京市]



4. 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社および関連会社の状況
Round One Entertainment Inc.
朗玩（中国）文化娛樂有限公司
株式会社エスケイジャパン（関連会社）
Kiddleton, Inc.（関連会社）

※2023年4月6日に100%子会社である株式会社ラウンドワンジャパンを設立しております。
※Round One Rus LLCは同社第1号店であるユーロペイスキー店を2022年4月に閉鎖したことから、重要な子会社から除外しております。

5. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

- ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,062名	43名減

(注) 上記使用人数には、当社の嘱託社員（78名）、パートタイマー4,614名（1人当たり1日8時間換算）および、連結子会社のパートタイマー1,104名（1人当たり1日8時間換算）については、含んでおりません。

- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,284名	3名減	36.9歳	12年10ヶ月

(注) 上記使用人数には、嘱託社員（78名）、パートタイマー4,614名（1人当たり1日8時間換算）は含んでおりません。

6. 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	9,833 百万円
株式会社国際協力銀行	4,000
株式会社三井住友銀行	2,300
沖縄振興開発金融公庫	1,399
三井住友信託銀行株式会社	1,090
株式会社三菱UFJ銀行	950

7. 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は25,721百万円であります。その内訳は日本において店舗改装を含む既存店への投資等が15,235百万円、米国において新規店舗出店等の投資が9,611百万円、その他地域への新規店舗出店等の投資が874百万円であります。

8. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

9. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2023年3月31日開催の取締役会で、2024年4月1日を目途に持株会社体制へ移行することを決議し、本株主総会第6号議案「吸収分割契約承認の件」において、持株会社体制移行に伴う議案を付議しております。

10. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

11. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

12. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

13. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

14. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2020年3月期 第40期	2021年3月期 第41期	2022年3月期 第42期	2023年3月期 第43期 [当期]
売上高	104,779百万円	60,967百万円	96,421百万円	142,051百万円
営業利益又は営業損失 (△)	8,880百万円	△19,286百万円	△1,726百万円	16,921百万円
売上高営業利益率	8.5%	△31.6%	△1.8%	11.9%
経常利益又は経常損失 (△)	8,721百万円	△19,811百万円	5,360百万円	16,690百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	4,794百万円	△17,973百万円	3,937百万円	9,737百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	16円78銭	△67円40銭	14円00銭	34円03銭
総資産	135,839百万円	150,576百万円	157,698百万円	170,623百万円
純資産	65,141百万円	40,892百万円	54,603百万円	61,180百万円
1株当たり純資産額	227円30銭	152円87銭	189円70銭	217円30銭

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第42期の期首から適用しており、第42期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

●店舗数の状況

期中出店数	9店舗	6店舗	6店舗	6店舗
期中退店数	2店舗	5店舗	2店舗	3店舗
期末店舗数	144店舗	145店舗	149店舗	152店舗

ラウンドワンの状況

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 749,100,000株

(注) 2022年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を3株に分割) に伴い、発行可能株式総数は499,400,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 287,358,642株

(注) 1. 株式分割 (1株を3株に分割) の実施により、発行済株式の総数は、190,905,828株増加しております。
2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は999,900株増加しております。

(3) 株主数 64,099名

(4) 大株主の状況 (上位10名)

順位	株主名	持株数	持株比率
1	杉野公彦	59,688,900株	21.28%
2	管理信託 (A027) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	35,047,500	12.50
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	26,496,600	9.45
4	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	22,018,800	7.85
5	J P MORGAN CHASE BANK 380055	10,389,800	3.70
6	BNYMAS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	8,560,068	3.05
7	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,862,611	2.45
8	株式会社SBI証券	3,350,031	1.19
9	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,845,000	1.01
10	THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,424,608	0.86

(注) 1. 当社は、自己株式を6,902,126株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記の所有株式数のうち、管理信託 (A027) 受託者 株式会社SMBC信託銀行は、委託者兼受益者を杉野公亮とし、受託者を株式会社SMBC信託銀行とする、株式の管理を目的とする信託契約に係るものです。

(5) その他株式に関する重要な事項
(自己株式の取得)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを以下のとおり決議しております。

①取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本戦略を遂行するため

②取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	2,800万株を上限とする
取得する株式の総額	100億円を上限とする
取得期間	2023年2月13日～2023年9月30日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	2021年新株予約権
新株予約権の数	130個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	3名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 39,000株
新株予約権の払込金額	要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり465円
新株予約権の行使期間	2023年11月1日から 2025年10月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の概要
該当事項はありません。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役および監査役の様況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長執行役員	杉野 公彦	
取締役専務執行役員	佐々江 慎二	管理本部長
取締役専務執行役員	西村 直人	運営統括本部長
取締役	寺本 俊孝	コンプライアンス・リスクマネジメントチーム担当 司法書士 寺本司法書士事務所代表
取締役	綴木 公子	公認会計士 綴木公子公認会計士・税理士事務所代表 さくら萌和有限責任監査法人代表社員 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構監査役
取締役	高口 綾子	社会保険労務士 社会保険労務士法人リンク代表社員
常勤監査役	後藤 知之	
監査役	岩川 浩	税理士 岩川浩税理士事務所代表
監査役	奥田 純司	弁護士 朝日中央経済法律事務所代表パートナー コーナン商事株式会社社外監査役

- 注) 1. 取締役綴木公子氏および取締役高口綾子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役後藤知之氏、監査役岩川 浩氏および監査役奥田純司氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役後藤知之氏および監査役岩川 浩氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役後藤知之氏は、公認会計士試験合格者であり会計に関する専門知識を有しております。
 - ・監査役岩川 浩氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役綴木公子氏および取締役高口綾子氏ならびに常勤監査役後藤知之氏、監査役岩川 浩氏および監査役奥田純司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

【参考】当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当および重要な兼職の様況
常務執行役員	稲垣 隆弘	経営企画本部長
常務執行役員	川口 英嗣	運営企画本部長 朗玩 (中国) 文化娛樂有限公司董事長
執行役員	二神 達洋	運営企画副本部長 Round One Entertainment Inc. 担当
執行役員	河端 和之	運営統括副本部長
執行役員	岡本 純	管理本部経理部長 朗玩 (中国) 文化娛樂有限公司董事 Kiddleton, Inc. 取締役
執行役員	吉田 和生	運営企画副本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各取締役が長期的な視点から健全に経営を行うことを重視しつつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしても機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤の業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬（ストックオプション）により構成し、監督機能を担う非常勤取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。また、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めるに際しては報酬諮問委員会に諮問し、その提言内容を踏まえて、取締役会で決定する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、基本報酬を定めるに際しては報酬諮問委員会に諮問し、その提言内容を踏まえて、取締役会で決定する。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、新株予約権（ストックオプション）とし、当社の業績、役位、職責、在任年数に応じて、総合的に勘案して、付与の時期、条件を決定するものとする。また、非金銭報酬等を定めるに際しては報酬諮問委員会に諮問し、その提言内容を踏まえて、取締役会で決定する。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤の業務執行取締役の報酬は基本報酬を原則とする。非金銭報酬等の付与は当社の業績とインセンティブ付与の必要性等を総合的に勘案し、報酬諮問委員会に諮問し、その提言内容を踏まえて、取締役会で決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別総額			員 数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	144百万円 (4)	141百万円 (4)	一百万円 (一)	3百万円 (一)	11名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	— (一)	— (一)	3 (3)
合 計	158	155	—	3	14

- (注) 1. 上記の取締役の員数および報酬等の額には、2022年6月25日開催の第42期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年6月28日開催の定時株主総会において年額360百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。また上記取締役の報酬限度額の範囲内にて、取締役（非業務執行取締役および社外取締役を除く）に2018年6月23日開催の定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1995年6月28日開催の定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は、2018年6月23日開催の定時株主総会決議に基づき発行された、事業報告「2. 新株予約権等の状況」(1) 記載の2021年新株予約権であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職先と当社との関係
- ・記載すべき重要な事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任先と当社との関係
- ・記載すべき重要な事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役綴木公子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から提言を行っております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、サステナビリティ諮問委員会の委員を務めているほか、社外取締役を中心メンバーとして開催される定例会議24回全てに出席し、取締役会議題をはじめとする諸課題について、意見交換や検討を行い、取締役会への提案を行うなど、重要な役割を果たしております。
 - ・取締役高口綾子氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地から提言を行っております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、サステナビリティ諮問委員会の委員を務めているほか、社外取締役を中心メンバーとして開催される定例会議24回全てに出席し、取締役会議題をはじめとする諸課題について、意見交換や検討を行い、取締役会への提案を行うなど、重要な役割を果たしております。

- ・常勤監査役後藤知之氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会7回全て、社外取締役を中心メンバーとして開催される定例会議に22回出席し、公認会計士試験合格者としての専門的知見から、当社の意思決定の妥当性を確保するための助言、提言を行っております。
- ・監査役岩川 浩氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会7回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性を確保するための助言、提言を行っております。
- ・監査役奥田純司氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の意思決定の妥当性を確保するための助言、提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役綴木公子氏および取締役高口綾子氏ならびに常勤監査役後藤知之氏、監査役岩川浩氏および監査役奥田純司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は当社および当社子会社の取締役および監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるRound One Entertainment Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、会計基準に関する助言業務等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Area with horizontal dashed lines for writing.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	38,739	【流動負債】	37,828
現金及び預金	29,106	買掛金	394
売掛金	1,679	短期借入金	800
商品	429	1年内償還予定の社債	342
貯蔵品	3,374	1年内返済予定の長期借入金	6,102
その他	4,149	リース債務	14,599
		未払法人税等	612
【固定資産】	131,883	契約負債	2,488
(有形固定資産)	116,539	リデンプションポイント引当金	1,849
建物及び構築物	42,188	その他	10,638
ボウリング設備	2,605	【固定負債】	71,614
アミューズメント機器	11,339	社債	628
土地	5,712	長期借入金	15,696
リース資産	17,644	リース債務	44,789
使用权資産	30,929	資産除去債務	6,794
その他	6,119	長期預り保証金	347
		その他	3,358
(無形固定資産)	763	負債合計	109,442
(投資その他の資産)	14,581	純資産の部	
繰延税金資産	4,216	【株主資本】	55,331
差入保証金	8,693	資本金	25,326
その他	1,672	資本剰余金	26,002
資産合計	170,623	利益剰余金	7,506
		自己株式	△3,503
		【その他の包括利益累計額】	5,610
		その他有価証券評価差額金	7
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	△138
		為替換算調整勘定	5,742
		【新株予約権】	237
		【非支配株主持分】	0
		純資産合計	61,180
		負債・純資産合計	170,623

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		142,051
売上原価		120,687
売上総利益		21,364
販売費及び一般管理費		4,442
営業利益		16,921
営業外収益		
受取利息及び配当金	25	
為替差益	139	
持分法による投資利益	141	
補助金収入	213	
その他	279	798
営業外費用		
支払利息	818	
その他	211	1,029
経常利益		16,690
特別利益		
新株予約権戻入益	84	84
特別損失		
固定資産除却損	406	
減損損失	1,329	1,736
税金等調整前当期純利益		15,038
法人税、住民税及び事業税	977	
法人税等調整額	4,324	5,302
当期純利益		9,736
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		9,737

以上の連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	31,093	【流動負債】	25,271
現金及び預金	22,671	買掛金	344
売掛金	1,401	短期借入金	800
商品	323	1年内償還予定の社債	342
貯蔵品	1,559	1年内返済予定の長期借入金	6,102
前払費用	1,928	リース債務	9,382
未収入金	3,101	未払金	3,383
その他	108	未払費用	1,170
【固定資産】	84,636	未払法人税等	559
(有形固定資産)	51,031	未払消費税等	1,663
建物	25,549	契約負債	122
構築物	745	預り金	164
ボウリング設備	1,235	設備未払金	1,046
アミューズメント機器	92	その他	186
什器備品	549	【固定負債】	33,761
土地	5,712	社債	628
リース資産	17,062	長期借入金	15,696
建設仮勘定	84	リース債務	10,002
(無形固定資産)	204	資産除去債務	6,656
ソフトウェア	175	長期未払金	431
その他	29	その他	347
(投資その他の資産)	33,400	負債合計	59,033
関係会社株式	19,150	純資産の部	
関係会社出資金	2,682	【株主資本】	56,597
長期前払費用	69	資本金	25,326
繰延税金資産	2,978	資本剰余金	26,002
差入保証金	8,518	資本準備金	6,560
その他	0	その他資本剰余金	19,442
資産合計	115,729	利益剰余金	8,771
		繰越利益剰余金	8,771
		自己株式	△3,503
		【評価・換算差額等】	△138
		土地再評価差額金	△138
		【新株予約権】	237
		純資産合計	56,696
		負債・純資産合計	115,729

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		89,808
売上原価		80,798
売上総利益		9,010
販売費及び一般管理費		2,430
営業利益		6,580
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
受取ロイヤリティー	2,569	
補助金収入	213	
為替差益	1,879	
その他	278	4,973
営業外費用		
支払利息	527	
その他	145	672
経常利益		10,881
特別利益		
新株予約権戻入益	84	84
特別損失		
固定資産除却損	160	
減損損失	658	
関係会社出資金評価損	2,887	3,706
税引前当期純利益		7,259
法人税、住民税及び事業税	255	
法人税等調整額	2,782	3,037
当期純利益		4,221

以上の計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ラウンドワン
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 崎 充 弘指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 越 弘 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラウンドワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラウンドワン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を精読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類の基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

株式会社ラウンドワン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 崎 充 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 河 越 弘 昭

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラウンドワンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月15日

株式会社ラウンドワン 監査役会

常勤社外監査役 後 藤 知 之 ㊟

社 外 監 査 役 岩 川 浩 ㊟

社 外 監 査 役 奥 田 純 司 ㊟

以上

■ 株主優待制度について

より多くの株主様に当社施設をご利用いただく機会を増やし、当社へのご理解を深めていただくことを願い、2023年3月31日現在、株主名簿に記載されている株主様へ、以下の株主優待制度を適用させていただいております。

▶ 株主優待制度

100株以上300株未満の株式をご所有の株主様

①500円割引券	2枚
②健康ボウリング教室・レッスン 優待券	1枚

300株以上1,500株未満の株式をご所有の株主様

①クラブ会員入会券	1枚
②500円割引券	5枚
③健康ボウリング教室・レッスン 優待券	1枚

1,500株以上3,000株未満の株式をご所有の株主様

①シルバー会員入会券	1枚
②500円割引券	10枚
③健康ボウリング教室・レッスン 優待券	1枚

3,000株以上6,000株未満の株式をご所有の株主様

①ゴールド会員入会券	1枚
②500円割引券	15枚
③健康ボウリング教室・レッスン 優待券	1枚

6,000株以上の株式をご所有の株主様

①プラチナ会員入会券	1枚
②500円割引券	20枚
③健康ボウリング教室・レッスン 優待券	1枚

株主優待についてのお知らせ（四半期対応）

本株主総会第2号議案が承認可決されることを条件として、基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日となり、各基準日に発送する株主優待券の内容が変更となります。

詳しくは当社ウェブサイト (<https://www.round1.co.jp/>)をご覧ください。
 (上記ウェブサイトにアクセスいただき、「企業情報/IR情報」の「IR資料室」より、「株主優待」よりご覧ください)



● 株主メモ

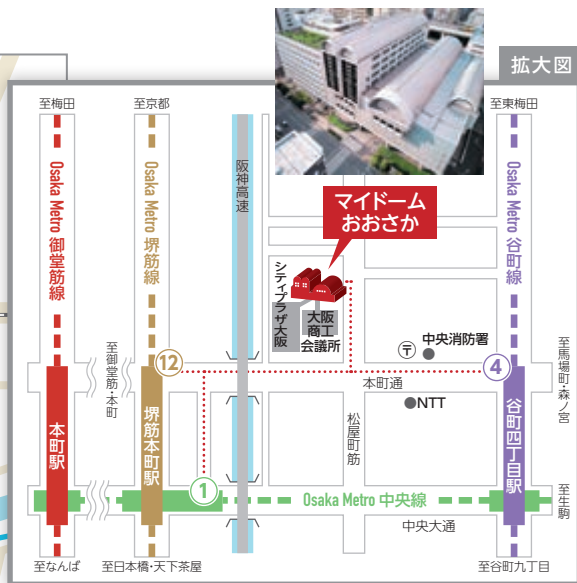
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	「定時株主総会」 毎年3月31日 「期末配当金」 毎年3月31日 「中間配当金」 毎年9月30日 (その他、必要があるときは、あらかじめ公告いたします) ※本株主総会第2号議案が承認可決されることを条件として、 配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日、12月31日となります。
公告方法	電子公告 URL: https://www.round1.co.jp/ (ただし、電子公告による公告ができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします)
上場証券取引所	東京証券取引所 (プライム市場)
単元株式数	100株
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	大阪府中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031 受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)
(ホームページ)	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について	証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。 証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。
特別口座について	株券電子化前に「ほふり」(株式会社証券保管振替機構)を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座(特別口座といいます)を開設いたしております。 特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、上記の電話照会先をお願いいたします。

株主総会会場のご案内

昨年と会場が変わりましたので、ご注意ください。

マイドームおおさか 3階展示ホール

大阪市中央区本町橋2番5号 電話：06-6947-4321



各駅からの所要時間

- Osaka Metro 堺筋線 堺筋本町駅 ⑫号出口から 徒歩約6分
- Osaka Metro 中央線 堺筋本町駅 ①号出口から 徒歩約6分
- Osaka Metro 谷町線 谷町四丁目駅 ④号出口から 徒歩約7分

ご出席の株主様へのご留意事項

駐車場について

当施設の駐車場（220台）がございますが台数に制限がございますため、可能な限り、公共交通機関等でお越し願います。また、駐車料金につきましてはご出席者様のご負担となります。

お土産について

株主総会にご出席いただいた株主様（株主でない同伴者様は除く）に、当社施設で使用いただける【500円割引券】2枚と、【健康ボウリング教室・レッスン1,000円利用券】1枚をお渡しさせていただきます（持株数100株以上300株未満の株主優待券と同様の内容）。



〒542-0076 大阪市中央区難波五丁目1番60号
なんばスカイオ23階
(URL) <https://www.round1.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。